

等のご案内



復興特別所得税

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率をかけて計算した金額です。

また、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について、源泉所得税が徴収される場合には、復興特別所得税が併せて徴収されます。

申告書の提出 問／朝霞税務署 ☎048-467-2211(代表) 申告案内窓口へ

(音声案内が流れますので番号を選択してください)

郵送での提出先 〒351-8601 朝霞市本町1-1-46 朝霞税務署 個人課税部門 宛て



税理士会からの
お知らせ

税理士会朝霞支部では還付申告相談と
申告書の作成指導を無料で行います。

対象者	<p>平成25年分の給与および年金収入が600万円以下で次に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎給与所得者で、医療費控除を受ける方 ◎年の途中で退職された方(退職所得のある方は除く)で年末調整がお済みでない方 ◎公的年金を受給されている方 <p>・給与または年金以外の所得がある方は、受付できません。</p> <p>・事業所得、不動産所得、譲渡所得などの所得がある方は、朝霞税務署で相談していただくか、国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」などをご利用ください。</p>	
会場・日時	<p>にいざほっとぷらざ (東武東上線志木駅南口：新座市生涯学習センター4階)</p> <p>2月10日(月)～14日(金) ※会場へ直接お越しください。 午前10時～11時30分、午後1時30分～3時30分</p> <p>(注) 駐車場がありませんので車での来場はご遠慮ください。 初日は大変混雑しますので、あらかじめご了承ください。</p>	<p>税理士会朝霞支部区域内の 各税理士事務所</p> <p>2月1日(出)～7日(金) (2月2日(日)を除く)</p> <p>※ご希望の方は、事前に税理士会朝霞支部事務局へ電話連絡のうえ、ご利用ください。</p>
必要な書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○給与所得者…平成25年分の「給与所得の源泉徴収票」の原本 ○年金所得者…平成25年分の「公的年金等の源泉徴収票」の原本 ○医療費控除を受ける方…平成25年中に支払った医療費の明細書、支払った医療費の領収証の原本(あらかじめ集計計算をしておいてください) ○生命保険料控除を受ける方…平成25年分の控除証明書の原本 ○地震保険料控除(旧長期損害保険料を含む)を受ける方…平成25年分の控除証明書の原本 ○社会保険料控除を受ける方…平成25年中に支払った保険料の金額がわかるもの (国民年金保険料の場合は平成25年分の控除証明書の原本) ○印鑑 ○預貯金の口座番号等(申告者名義)がわかるもの ○昨年申告した確定申告書の控 	
問い合わせ	<p>税理士会朝霞支部事務局 ☎465-0025 FAX468-1043</p> <p>なお、税理士会朝霞支部では毎週水曜日に無料税務相談を実施しています。詳しくは事務局へお電話ください。</p>	

確定申告相談

税務署からの お知らせ

平成25年分の所得税・個人消費税・贈与税の確定申告の相談および申告書の受付は、
「2月17日(月)から3月17日(月)まで」です。

朝霞税務署では、平日(月～金曜日)以外でも2月23日・3月2日の日曜日に限り、確定申告会場を設置します。相談時間は午前9時から午後5時ですが、申告書の作成には時間を要しますので午後4時頃までにお越しください。

なお、会場の混雑状況により受付を早めに締め切ることがありますので、あらかじめご了承ください。

便利な「確定申告書等作成コーナー」で!

確定申告の期間は申告会場が混雑します。申告書の作成には、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用していただき、郵送または電子申告(e-Tax)での提出が便利です。

所得税・贈与税の確定申告は、さらに便利で使いやすくなった e-Tax で!

～所得税の確定申告 e-Tax をご利用いただくメリット～

- ① **国税庁ホームページから電子申告** 自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Tax で送信できます(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください)。
- ② **添付書類を提出省略** 所得税の確定申告を e-Tax で行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出または提示を求められることがあります)。
- ③ **還付がスピーディー** e-Tax による還付申告は、3

週間程度で処理しています(自宅や税理士事務所から e-Tax で1月・2月に申告した場合は、2～3週間程度で処理しています)。

- ④ **24時間いつでも利用可能** 所得税の確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能です(ただし、メンテナンス時間を除きます)。

～贈与税の申告が e-Tax でより便利に～

これまで贈与税の申告書については、書面での提出しかできませんでしたが、平成24年分の申告から、「確定申告書等作成コーナー」を利用して e-Tax で送信できるようになりました。また、贈与税の申告期間中は、24時間いつでも利用可能です(ただしメンテナンス時間を除きます)。

- e-Tax に関する情報は e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) へ
- e-Tax の操作に関する問い合わせは、e-Tax ・作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901) へ
[ヘルプデスクの受付時間]
 - ・ 1月14日(火)～3月17日(月)の期間は、月～金曜日(2月11日(火・祝)を除く) および2月16日・23日、3月2日・9日・16日の日曜日 午前9時～午後8時
 - ・ 上記以外の期間は、月～金曜日(祝日等および12月29日～1月3日を除く) 午前9時～午後5時
- 税に関する情報は国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) へ
- 電子証明書に関する情報は公的個人認証サービスポータルサイト (<http://www.jpki.go.jp>) へ



※公的個人認証サービスに基づく電子証明書の申請受付窓口は、総合窓口課です(内間木支所・朝霞台出張所・朝霞駅前出張所では受付できませんのでご了承ください)。

公的個人認証サービスに基づく電子証明書についての 問 / 総合窓口課 ☎463-2605

所得税の還付申告は2月17日(月)以前でもできます

確定申告をしなくてもよい場合でも、次のような方は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ・ 給与所得や年金所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けられることができる方
- ・ 給与所得者で年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった方

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありませんが、住民税の申告が必要になる場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください(所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります)。